

## 議案第 87 号

小田原市議会議員及び小田原市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

### [改正理由]

公職選挙法施行令が一部改正され、国会議員の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担についてこれに準じた措置を講ずるため改正する。

### [内 容]

#### 1 選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額の引上げ（第4条関係）

一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約における選挙運動用自動車の使用の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

（1日につき）

区 分	改 正 後	改 正 前
自動車の借入れ契約の場合	16,100円	15,800円
自動車の燃料の供給契約の場合	7,700円	7,560円

#### 2 選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額の引上げ（第6条及び第8条関係）

選挙運動用ビラの作成の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

（1枚につき）

改 正 後	改 正 前
7円73銭	7円51銭

#### 3 選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額の引上げ（第9条関係）

選挙運動用ポスターの作成の公費負担限度額を次のように引き上げることとする。

区 分	改 正 後	改 正 前
算出基礎額（ポスター掲示場1箇所当たり）	541円31銭	525円6銭
加算額	316,250円	310,500円

### [適 用]

公布の日以後その期日を告示される選挙について適用